

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第九十三号）（行政管理室）

一 改正の要旨

道路法の規定により一部の県道の管理権限を三次市に移譲することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年十月二十六日